

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年 7 月 1 日
担 当 課	新松戸支所

契約業者名・住所	N T T 東日本株式会社 千葉事業部長 井上 暁彦 千葉市中央区富士見一丁目 1 2 番 1 7 号ネクストサイト千葉ビル 7 階
工事等の名称	新松戸市民センター他電話交換設備等賃貸借（長期継続契約）
工事等の場所	松戸市新松戸三丁目 2 7 番地
種 別	賃貸借契約
工事等期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで
契約金額	月額 金 1 0 3 , 0 0 0 円
工事等の概要	電話機器及び通信制御システムの賃貸借
随意契約の理由	本事業は、電話機器及び通信制御システムを賃貸借により、新松戸市民センターや併設する新松戸支所、図書館新松戸分館等に設置し、それぞれの業務を安定かつ効率的に行うことを目的とする。 本事業の導入要件において、重要であるのが市役所本庁舎及び出先機関との相互連絡における迅速性及び確実性であり、市役所本庁舎内各所属等の既存内線網にシームレスに接続可能となる技術を導入するものである。 これにより、各所属の担当者とダイレクトに通話ができ、市民サービスの向上につなげることができ、出先機関としての機能が充実する。 そのためには、市役所本庁舎で導入している N T T 東日本株式会社のシステムの導入が最適であるため、競争入札に付することができない。 したがって、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による随意契約とする。